

第二期福島県子ども・子育て支援事業支援計画の策定スケジュール

	内閣府	県	市町村
平成30年度			
3月			利用状況把握調査等の実施、集計。
令和元年度			
6月	基本指針改正、交付。		
7月		子ども・子育て会議計画部会開催。 策定方針提示。	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業、保育士等の量の見込み、確保方策策定。 上記内容を県へ報告。
11月		県計画素案策定。 子ども・子育て会議計画部会開催。 素案提示。	
1月		県計画パブリックコメント受付。	
2月	量の見込み、確保方策調査。	県計画パブリックコメント対応。 内閣府へ量の見込み、確保方策報告。	
3月		子ども・子育て会議計画部会開催。 県計画策定。 子育て支援推進本部会議報告。 計画値に変更ある場合、内閣府に修正報告。	量の見込み、確保方策確定。 市町村計画策定。
令和2年度			
4月	量の見込み、確保方策取りまとめ。	第二期県計画期間開始。	第二期市町村計画期間開始。

令和元年7月31日
子育て支援課

第二期福島県子ども・子育て支援事業支援計画策定方針

第1章 計画策定の目的

子ども・子育て支援新制度の導入
幼児教育・保育の無償化

第2章 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

少子化の現状、女性の就労状況、各施設や待機児童の推移等

第3章 計画の基本的考え方

- (1) 計画の基本理念
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画期間（5年間、令和2～6年）
- (4) 計画の公表
- (5) 計画の点検及び評価

第4章 幼児教育・保育用の提供体制

- (1) 区域の設定【法必須事項】
 - (2) 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期【法必須事項】
 - ① 教育・保育に係る量の見込み（需要）
 - ② 教育・保育に係る提供体制の確保方策（供給）
 - (3) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策【法必須事項】
- (表) 区域ごと（市町村ごと）の量の見込みと提供体制の確保方策
- (4) 県が行う認可及び認定に係る受給調整
 - (5) 子ども・子育て給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保【法必須事項】
 - (6) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上【法必須事項】
 - (7) 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整
 - (8) 教育・保育情報の公表

第5章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援【法必須事項】

児童虐待防止対策、社会的養護体制、ひとり親家庭自立支援、障がい児施策、医療的ケア児への支援等

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び第二期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）の作成に当たっての基本指針については、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、6月を目途に改正を予定している。

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての留意事項や、基本指針の改正事項についての現時点の方向性は以下のとおり。

1. 量の見込み及び確保方策

(1) 全般

- 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。※1
- 都市開発部局との十分な情報共有を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、必要に応じて補正を行うこと。※1

(2) 教育・保育

- 0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、適切に算出すること。※1
- 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、確保の内容に含めて差し支えないこと。※1
- 必要利用定員総数について、当該年度より翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。※1
- 新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降は、入所児童の進級に伴い、その定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。※1
- 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。※1,2
- 子ども・子育て支援法附則第14条に規定する保育充実事業の実施に当たっては、市町村支援事業計画に位置付けること。※1,3
- 認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引き続き実施すること。（基本指針第三の四の2（二）（2））※1,4

1. 量の見込み及び確保方策（続き）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- 子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。※1
- 利用者支援事業については、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。※1
- 放課後児童健全育成事業について、可能な限り学年ごとに、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。その際、新・放課後子ども総合プランに基づく量の見込みの算出方法又はニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法のうち、いずれか適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえて、量の見込みの数字とすること。※1

2. 自治体間の調整

(1) 広域利用の調整

- 都道府県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有しているため、都道府県支援事業支援計画の作成過程では、市町村との連携を図ること。（基本指針第三の一の2（三））
- 市町村が市町村支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。（基本指針第三の一の2（三））
- 教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ他の市町村と調整を行うこと。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整や適切な区域設定を行うこと。（基本指針第三の二の2（二））※5
- 病児保育の広域利用について、市町村間で利用枠に関する協定を締結している場合は、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で市町村支援事業計画に位置付けることが適当と考えられること。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行うこと。※6

(2) 子ども・子育て支援法に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映

- 同法附則第14条第4項に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。※1,3

3. 他の計画との関係

- ・市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。 (基本指針第三の一の六) ※1

4. 計画の公表、点検及び評価等

(1) パブリックコメント等の実施

- ・市町村は、市町村支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、パブリックコメントの実施等の方法によって、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていること。(子ども・子育て支援法第61条第8項) ※1

(2) 計画の公表、点検及び評価

- ・市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画を作成したときは、これを公表すること。(基本指針第三の六の四) ※1
- ・市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表すること。この際、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれること。(基本指針第三の六の三)
- ・地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされている。市町村・都道府県はその結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。(基本指針第六の二)

5. 基本指針の改正を予定している項目

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。 ※1,7

(2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。 ※1,7

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。 ※1,7

※ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に要する経費については、平成31年度において地方財政措置が講じられる予定。

(参考)

- ※1 平成31年4月23日事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方について(改訂版)」
- ※2 平成30年3月30日内閣府告示第56号
- ※3 平成30年4月9日通知府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」
- ※4 平成26年4月1日事務連絡「認定こども園への移行について」、平成25年12月18日事務連絡「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について」
- ※5 平成26年8月29日事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取り扱いについて」、自治体向けFAQ第17版
- ※6 自治体向けFAQ第17版
- ※7 平成31年1月28日第41回子ども・子育て会議資料4

改正の背景

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二3（二）関係）
 - ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2（一）、四5（一）、別表第三の四関係）
 - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
 - ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四5（二）関係）
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
 - ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一6関係）
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二2（一）、（二）（1）関係）
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二2（二）（1）関係）
 - ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三2（三）関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四5（四）関係）に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四5（四）関係）
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六3関係）
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
 - ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二4関係）
 - ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四3関係）

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正（文言の整理）等を行う。

適用期日

令和2年（2020年）4月1日 ※（4）及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日

○子ども・子育て支援法(平24法65)

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)